

習志野市

市民参加型補助金制度

平成 31 年度募集要項

本市長期計画では、『未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野』を目指すべき将来都市像とし、実現するための 3 つの目標とともに、その目標を支える 3 つの重点プロジェクトを掲げています。

重点プロジェクトのひとつである『協働型社会の構築』の取組のひとつとして、『習志野市市民参加型補助金制度』を実施するものです。

申請期間:平成 31 年 1 月 15 日(火)～2 月 15 日(金)

制度説明会

日時:平成 31 年 1 月 11 日(金)
午後 0 時 15 分～0 時 45 分
会場:市庁舎 3 階 会議室 A

個別相談会 (予約制)

※各団体 1 時間

日時:平成 31 年 1 月 15 日(火)～1 月 29 日(火)
午前 9 時～午後 5 時(土日・祝日除く)
会場:協働政策課(市庁舎 4 階)

【お問合せ】

習志野市 協働経済部 協働政策課(市庁舎 4 階)

TEL 047-407-3185 (直通)

目次

1. 市民参加型補助金とは

①目的	1	ページ
②補助金メニュー	1	ページ
③申請資格	1	ページ
④事業要件	2	ページ
⑤補助金交付額	2	ページ
⑥補助対象経費	3	ページ
⑦市民参加型補助金制度の流れ	3	ページ
⑧申請方法	4	ページ
⑨審査	5	ページ
⑩補助金交付	6	ページ
⑪実績報告	7	ページ
⑫中間報告	7	ページ
⑬その他	7	ページ

2. 平成 31 年度「かだい提案型」募集テーマ

8 ページ

3. 必要書類記入例【申請時】

・市民参加型補助金交付申込書	9	ページ
・実施団体概要	10	ページ
・事業企画書	11	ページ
・事業収支計画書	13	ページ
・支出予算額詳細	14	ページ
・希望補助額の計算表	15	ページ

4. 市民参加型補助金制度全体の流れ

16 ページ

5. 平成 30 年度市民参加型補助金採択事業

17 ページ

6. 市民参加型補助金に関する Q&A

19 ページ

1. 市民参加型補助金とは

①目的

市民活動団体が自主・自発的に行う、習志野市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を習志野市(以下、「市」という。)が補助することにより、市に「新たな支え合い」の担い手を多数創出して、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とします。

ただし、本事業は、平成 31 年習志野市議会第 1 回定例会(3 月)において平成 31 年度予算の成立を条件に実施するものであります。

②補助金メニュー

【わかもの活力型】

【ちいき活力型】

市民活動団体の自由な発想をもとに、公益的な事業に活用できるメニュー。

【かだい提案型】

行政が提示したテーマ(課題)に対し、市民活動団体の力(活動)で解決する事業に対して活用できるメニュー。

※平成 31 年度の募集テーマは、8 ページをご参照ください。

③申請資格

わかもの活力型	ちいき活力型	かだい提案型
・正会員 5 人以上で構成される団体であって、かつ、正会員の半数以上が学生であること。	・正会員 5 人以上で構成される団体であること。	
(1) 定款(規約、会則等)を有し、会計処理が適正に行われている団体であること。ただし、新設の団体にあつては、このことが見込まれること。		
(2) 以下に掲げるものに該当しないこと。 ア 営利を目的とする事業及び団体 イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの エ 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの オ 習志野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条の暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体 カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体		

④事業要件

全メニュー 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で実施される事業であること。 ・事業の公共性や効果が認められること。 ・1年度を単位とする事業であること。 ・事業の実施計画(事業効果を含む。)及び収支計画が明確であること。 ・同一事業について、習志野市の財源による他の補助金等を受けていないこと。また、過去において、同一事業について補助金等を受けたことがないこと。
-------------	---

わかもの 活力型	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題や多様なニーズに合った、公益的な事業であること。 ・学生(※1)が中心的に役割を担うこと。
-------------	---

※1 高校生以上(専門学校生を含む)が対象となります。

ちいき 活力型	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題や多様なニーズに合った、公益的な事業であること。 ・補助対象経費が10万円以上であること。
------------	---

かだい 提案型	<ul style="list-style-type: none"> ・募集テーマに定めた課題を解決するための事業であること。 ・補助対象経費が10万円以上であること。
------------	--

⑤補助金交付額

わかもの活力型	ちいき活力型	かだい提案型
<ul style="list-style-type: none"> ・交付上限額 10 万円 ・補助率 100% ・交付回数は同一事業につき 1 回のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付上限額 35 万円 ・補助率 90% ・交付回数は同一事業につき通算 3 回を限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付上限額 50 万円 ・補助率 100%

※毎年度申請に基づく審査を必要とします。

※わかもの活力型は、『ちいき活力型・かだい提案型』に交付回数を含めないため最大 4 回活用できます。

※旧メニュー(スタートアップ型・ステップアップ型)で実施した事業については、交付回数に含みます。

※補助額は補助対象経費の総額から申請事業で得た、収入や他補助金を差し引いた額となります。

⑥補助対象経費

項目	内容	備考
報償費	・講師等に支払う謝礼金等	会員が講師の場合は対象外。
交通費(旅費)	・団体スタッフ等交通費(ただし、自宅と事業実施場所との単純な往復に要する公共交通機関の運賃)	提出した名簿に記載されていない会員は対象外。 自家用車のガソリン代は対象外。
需用費 (消耗品費、 印刷製本費)	・材料費等(単価1万円未満の物品) ・会議資料やチラシ・パンフレットの印刷製本費	
通信運搬費	・郵送料、切手、はがき代等	
使用料 (賃借料含む)	・公民館等の施設の使用料、車両等の借用料	
保険料	・団体会員、講師、参加者等が加入する保険	補助事業に対する保険のみ対象。
備品費	・申請事業に必要不可欠と認められるもの ※単価1万円以上(税抜)のもの	限度額10万円以内又は補助金額の50%以内のどちらか低い額とする。 用途を明確にすること。
※上記以外の項目については協議による。		

⑦市民参加型補助金制度の流れ

時期	内容	備考
1月11日(金)	・制度説明会	
1月中旬	・補助事業募集開始(1月15日(火)~2月15日(金)) ・広報習志野掲載(1月15日号)	
	・個別相談会(1月15日(火)~1月29日(火)予約制)	申請書類の記入方法や対象経費の相談など。
1月15日(火)~ 2月15日(金)	・市担当課と協議開始(かだい提案型のみ)※任意 ⇒かだい提案型申請書類再提出	申請後に協働政策課が日程調整を行い、三者協議を行う。
2月下旬	・一次審査(書類審査) ・一次審査結果通知	
3月16日(土)	・二次審査(公開プレゼンテーション)	
3月下旬	・選考結果通知	
4月1日(月)~	・市民参加型補助金概算交付申請書提出 (概算払い希望の場合)	
	・担当者(市職員)による事業見学	
事業終了後	・市民参加型補助金事業実績報告書等提出	補助事業が完了した日から30日以内又は2020年3月31日(火)のいずれか早い日まで。
2020年4月	・平成31(2019)年度実績報告会	

⑧申請方法

(1)申請期間

平成 31 年 1 月 15 日(火)～2 月 15 日(金)必着

※対象事業は平成 31(2019)年 4 月 1 日(月)～2020 年 3 月 20 日(金)までに実施する事業

(2)申請方法

以下の書類を持参又は郵送(簡易書留)してください。

※申請書類等は協働政策課(市庁舎 4 階)及び市民協働インフォメーションルーム(サンロード津田沼 5 階)で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

提出書類	部数
市民参加型補助金交付申込書(第 1 号様式)	各 1 部
実施団体概要	
事業企画書	
事業収支計画書(支出予算額詳細)	
希望補助額の計算表(メニューごとに様式あり)	
会員名簿(任意様式) ※「わかもの活力型」を応募する場合、学生は、学校名を明記すること。	
規約又は会則等(任意様式)	
前年度の団体収支(決算)報告書(任意様式)	
その他事業の参考資料(団体のパンフレット等)	
	9 部
※受付後、申込書(第 1 号様式)の写しをお渡しします。その他の提出書類は返却しません。	

(3)提出先

【持参する場合】

協働政策課(市庁舎 4 階)

電話:047-407-3185(直通)

受付:午前 9 時から午後 5 時まで(土日・祝日除く)

※担当者不在の場合があるため、事前に連絡をお願いします。

【郵送(簡易書留)する場合】

〒275-8601 習志野市役所 協働経済部 協働政策課 宛

『市民参加型補助金申請書類在中』と記載をお願いします。

⑨ 審査

(1) 一次審査

協働政策課において、団体要件及び事業要件を審査します。

※一次審査通過事業は二次審査の参考資料とするため、事業関係課に対し審査基準に基づいた照会をします。

(2) 二次審査

習志野市市民参加型補助金審査委員会(第三者機関)が、提出書類及び公開プレゼンテーションにより総合的に審査します。

(3) 二次審査基準

- ・採択の基準点を 70 点とします。
- ・得点は審査員の中から最高得点と最低得点を除いた平均点とします。
- ・複数団体の採点と同じ場合は、公益性、発展性、事業内容、費用対効果、先駆性の順位で、採点の高い団体を上位とします。

※評価項目及び配点は以下のとおり※

評価項目・配点	評価する点
公益性 (30 点)	・事業の内容が公益性、社会的必要性があり、市民ニーズに合っているか ・行政の提供する公共サービスを補完するものであるか
発展性 (20 点)	・事業の発展が見込まれるか、団体の自立を促すものであるか ・他の市民や団体への波及効果があるか ・将来的に行政と協働する余地があるか
先駆性 (10 点)	・新たな取組み、新たな視点、発想の企画・提案か ・地域が抱える課題を解決する取組みか
費用対効果 (20 点)	・費用と事業内容のバランスが取れているか ・費用に対して事業の効果は妥当か
事業内容 (20 点)	・事業計画(予算、スケジュール、事業規模)、事業実施方法は妥当か ・習志野市の歴史、文化、自然、社会基盤等を活かすものであるか

(4) 選考結果

二次審査の結果を基に、習志野市議会における平成 31 年度予算の成立を条件に、予算の範囲内で決定します。「かだい提案型」は基準点を超えた団体のうち、最上位団体のみを採択とします。

審査の結果は、市民参加型補助金交付対象事業選考結果通知書(第 2 号様式)により申請団体へ通知します。

⑩補助金交付

事業が採択された市民活動団体は、補助金の交付方法を概算払い又は確定払いから選択することができます。

(1)概算交付

一旦、補助金を受け取り、補助事業終了後、不用額を精算します。

【概算交付申請～交付までの流れ】

1. 市民参加型補助金概算交付申請書(第3号様式)提出(団体⇒市)
↓※審査(市)
2. 市民参加型補助金概算交付決定通知書(第4号様式)通知(市⇒団体)
↓
3. 市民参加型補助金概算交付請求書(第6号様式)提出(団体⇒市)
↓
4. 補助金交付(補助金請求後1ヶ月以内)
↓
5. 市民参加型補助金事業実績報告書(第10号様式)等提出(団体⇒市)
↓
6. 市民参加型補助金交付額確定通知書(第11号様式)通知(市⇒団体)
↓
7. 精算(戻入がある場合)

(2)確定交付

補助事業終了後、補助額が確定してから補助金を受け取ります。

【交付までの流れ】

1. 市民参加型補助金事業実績報告書(第10号様式)等提出(団体⇒市)
↓※審査
2. 市民参加型補助金交付額確定通知書(第11号様式)(市⇒団体)
↓
3. 市民参加型補助金交付請求書(第12号様式)提出(団体⇒市)
↓
4. 補助金交付(請求書提出後1ヶ月以内)

⑪実績報告

補助事業が採択された市民活動団体は、補助事業が完了した日から 30 日以内又は 2020 年 3 月 31 日(火)のいずれか早い日までに以下の書類を提出(持参又は郵送(簡易書留))してください。

提出書類	部数
市民参加型補助金事業実績報告書(第 10 号様式)	各 1 部
補助事業実績報告書	
補助事業収支決算書 (支出額詳細、領収書、交通費明細書含む)	
精算書(メニューごとに様式あり)	
自己評価書	

※提出後、市民参加型補助金事業実績報告書(第 10 号様式)の写しをお渡しします。その他の提出書類は返却しません。

※2020 年 4 月に開催予定の「平成 31(2019)年度実績報告会」へ出席していただきます。

⑫中間報告

補助事業が採択された市民活動団体は、補助事業の遂行の状況に関し市から報告を求められた時は、報告書を提出する必要があります。

⑬その他

- ・申請等に要する費用は申請団体の負担となります。
- ・申請及び実績報告等の書類は、原則公開とします。

2. 平成 31 年度 「かだい提案型」募集テーマ

【事業テーマ】こどもの視点を活かしたオリンピックの周知

【提案背景】

本市のシティセールスは、住民・市関係者の習志野市への愛着醸成と定住促進を目的に、住民相互の情報発信の強化や地域活動に参加する住民の増加、本市の認知度の向上などを掲げている。

また、世界的なスポーツの祭典であるオリンピックの開催に伴い、千葉県国際水泳場においてオランダ水泳チームが事前キャンプを実施することが決定している。

そこで、注目度が高く、貴重な機会となるオリンピックについて、こどもの視点を活かした周知を行うことで、市民、特に今後の次世代を担うこどもの、市への愛着醸成を図り、かつ、本市の認知度を高め、新たなファンの獲得につなげていきたい。

【課題(現在取組状況)】

■現状

オリンピック・パラリンピック教育推進校に秋津小学校・香澄小学校・第七中学校が指定されており、各校はオリンピック・パラリンピックにちなんだ講演会・スポーツイベント等を行っている。また、習志野高校在学または出身で、オリンピックの強化選手に選ばれた選手もいるが、全市的にオリンピックを身近に感じる土壌があるとは言い難い。

■課題

- 行政にはない、住民ならではの自由な発想・企画・手法・豊富な人材の活用などにより、行政からの一方的な発信ではなく、住民相互の情報発信の強化や地域活動に参加する住民の増加につなげる必要がある。
- オリンピックという貴重な機会を捉え、さらに次代を担うこどもの視点を取り入れることで、オリンピックの機運を高めるとともに、本市の認知度の向上と愛着醸成・定住促進につなげる必要がある。

【解決指標(成果指標)】

本事業を実施する前後の本市への愛着度やオリンピックに対する意識の変化
(対象:こども及び携わった大人)

【提案事業に期待すること】

- オリンピックをこどもの視点で取り上げることで、住民相互の情報発信の強化、地域活動へ参加する住民の増加といった住民を主体とした交流の促進が図られる。
- 行政にはない、住民ならではの自由な発想・企画・手法・豊富な人材の活用などにより、オリンピックの機運を高め、本市への愛着醸成・定住促進につながる。

担当部課名:政策経営部 広報課

3. 必要書類記入例【申請時】

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

年 月 日

習志野市長 宛て

団 体 住 所 _____

団 体 名 称 _____

代 表 者 氏 名 _____ ⑩

代 表 者 住 所 _____

市民参加型補助金交付申込書

市民参加型補助金の交付を受けたいので、習志野市市民参加型補助金交付要綱を遵守し、本要綱により次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申込み事項及び関係書類に関して、原則公開することを承諾するとともに、記載した事項は、事実と相違ないこと及び応募した事業に補助金の交付決定がされた場合は、計画から実施まで責任をもって遂行することを誓約します。

また、私たちは、習志野市市民参加型補助金交付要綱第 2 条第 2 項各号に規定する事業、活動をするものでないこと及び団体でないことに相違ありません。

1 補 助 年 度	年 度
2 補 助 金 の 種 類	活用希望メニューを記載してください。 (わかもの活力、ちいき活力、かだい提案) 型
3 補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	事業を実施する理由となる現状の課題やなぜ事業を実施するのか、どのような事業を実施するのか、記入してください。
4 着 手 (予 定) 年 月 日	年 月 日
5 完 了 (予 定) 年 月 日	年 月 日
6 添 付 書 類	(1) 申請団体概要 (2) 事業企画書 (3) 事業収支計画書 (4) 会員名簿 (5) 規約又は会則等 (6) 希望補助額の計算表 (7) 団体収支(決算)報告書 ※(7)については、1年以上の活動実績がある団体

実施団体概要

ふりがな				
団体名				
団体の所在地		習志野市		
ふりがな				
代表者氏名				
連絡先	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話		FAX	
	電子メール			
団体の設立年月日				
団体の活動目的		団体の規約や定款などで定められている目的などを記入してください。		
団体の正会員数		わかもの活力型の場合は、正会員数の内学生の人数についても記載してください。		
団体の主な活動地域		団体の活動している施設や場所等を記入してください。		
団体の主な活動実績		団体がどのような活動を行ってきたかを記入してください。(箇条書き可)		
ホームページの有無 (該当する方に○)		有・無 (URL: http://)		

事業企画書

団体名: _____

補助事業の名称	簡潔で内容がわかりやすい名称をつけてください。		
	補助金採択回数 回		
補助希望額	円		
補助事業の目的 (現状の課題)	事業を実施する理由となる現状の課題やなぜ事業を実施するのか、どのような事業を実施するのか、記入してください。		
補助事業の内容 (課題解決方法)	上記の課題に対してどのような方法で事業を実施し、課題解決を行うのか記入してください。		
補助事業を行なうことにより期待される効果	この事業を行うことによって、課題がどのくらい解消されるか、どのような良い効果が期待できるかを記入してください。		
補助事業 実施計画	対象者	課題の対象者を記入してください。(〇〇地区の高齢者等)	
	実施場所		
	事業工程表 (時系列)	時期	内容
		事業開催時期だけではなく、事業実施に向けての会議などについても記入してください。	

<p>補助事業を行うにあたっての学生の役割</p> <p>※わかもの活力型の場合のみ</p>	<p>※わかもの活力型活用の場合のみ※</p> <p>事業を行うにあたって、学生の役割について詳細に記入してください。わかもの活力型は実施するにあたり、学生が中心的な役割を担うことが求められます。</p>
<p>※前回、補助金の採択事業だった場合にご記入ください。</p> <p>前回と比較し、発展する内容</p>	<p>前回補助金を活用して同じ事業と比較して、この部分を発展・改善させることにより、これだけの効果が生まれるということを記入してください。</p>
<p>次年度以降の見通し</p> <p>※わかもの活力型を活用し活動準備のみ行う場合は、次年度以降の具体的な活動計画。</p>	<p>今後、申請事業や団体の活動をどのように進め、発展させていくかを記入してください。</p>

※書ききれない項目は別紙での提出も可

事業収支計画書

団体名: _____

(収入) (単位:円)

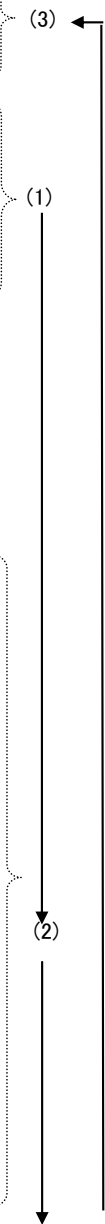
区 分	予 算 額	内 訳
自己資金		⑤-②-市民参加型補助金
市民参加型補助金		←希望補助額の計算表 E 欄より
小 計 ①		
他の機関(国、県、民間等)からの補助金等		
事業収入(【例】参加費)		【例】参加費 @00円×00人=00円
小 計 ②		→希望補助額の計算表 B 欄へ記載
合 計		①+②

金額を積算した根拠(単価や内訳)を内訳欄に必ず記入してください。

(支出) (単位:円)

区 分	予 算 額	内 訳(積算根拠については別紙)
補助対象経費	【例】報償費	講師謝金
	【例】需用費(印刷製本費及び消耗品費)	チラシ印刷代、写真プリント代、用紙代
	【例】使用料(賃借料含む)	会場使用料(公民館等)
	【例】交通費	スタッフ交通費
	【例】保険料	イベント保険代
	【例】通信運搬費(郵便料等)	チラシ郵送代
	【例】備品費	
小 計 ③		→希望補助額の計算表 A 欄へ記載
補助対象外経費		
小 計 ④		
合 計 ⑤		③+④

記載する順番



計算表(別紙)

支出予算額詳細

(単位:円)

区 分	内 訳			計
	内容	式	計	
【例】報償費	講師謝礼	〇〇円×〇人×〇回	〇〇〇円	〇〇〇円
				計〇〇〇円
【例】需用費 (印刷製本費 及び消耗品費)	チラシ印刷代	〇〇〇円(A4:500部)×〇回	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
	写真プリント代	〇〇円×〇〇枚	〇〇〇円	〇〇〇円
	用紙購入	〇〇〇円×〇個	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
				計〇〇〇〇円
【例】使用料	公民館使用料	〇〇〇円×〇〇回	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
	ホール使用料	〇〇〇〇円×〇回	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
				計〇〇〇〇〇円
【例】交通費	スタッフ交通費	〇〇〇円×〇人×〇回	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
				計〇〇〇〇〇円
【例】保険料	イベント保険	〇〇円×〇〇〇人分	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
				計〇〇〇〇〇円
【例】通信運搬費	郵送代	〇〇円×〇件	〇〇〇円	〇〇〇円
	はがき購入	〇〇円×〇〇枚	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
				計〇〇〇〇円
【例】備品費		〇〇〇〇〇円×〇個 【用途】 ※購入備品の用途、必要性を明確に記載してください。	〇〇〇〇〇円	計〇〇〇〇〇円
合 計				〇〇〇〇〇〇円

(第1号様式の添付書類)

それぞれのメニューにあった計算表を使用してください。

希望補助額の計算表(わかもの活力型)

団体名: _____

(単位:円)

補助対象経費 (事業収支計画書③より)	A	
補助対象事業に対する収入 (事業収支計画書②より)	B	



【希望補助額の計算】

(単位:円)

$A \times 100\%$	C	
$A - B$	D	



【希望補助額の決定】

(単位:円)

C、Dのいずれか低い金額 (10万円を上回る場合は10万円)	E	
-----------------------------------	---	--

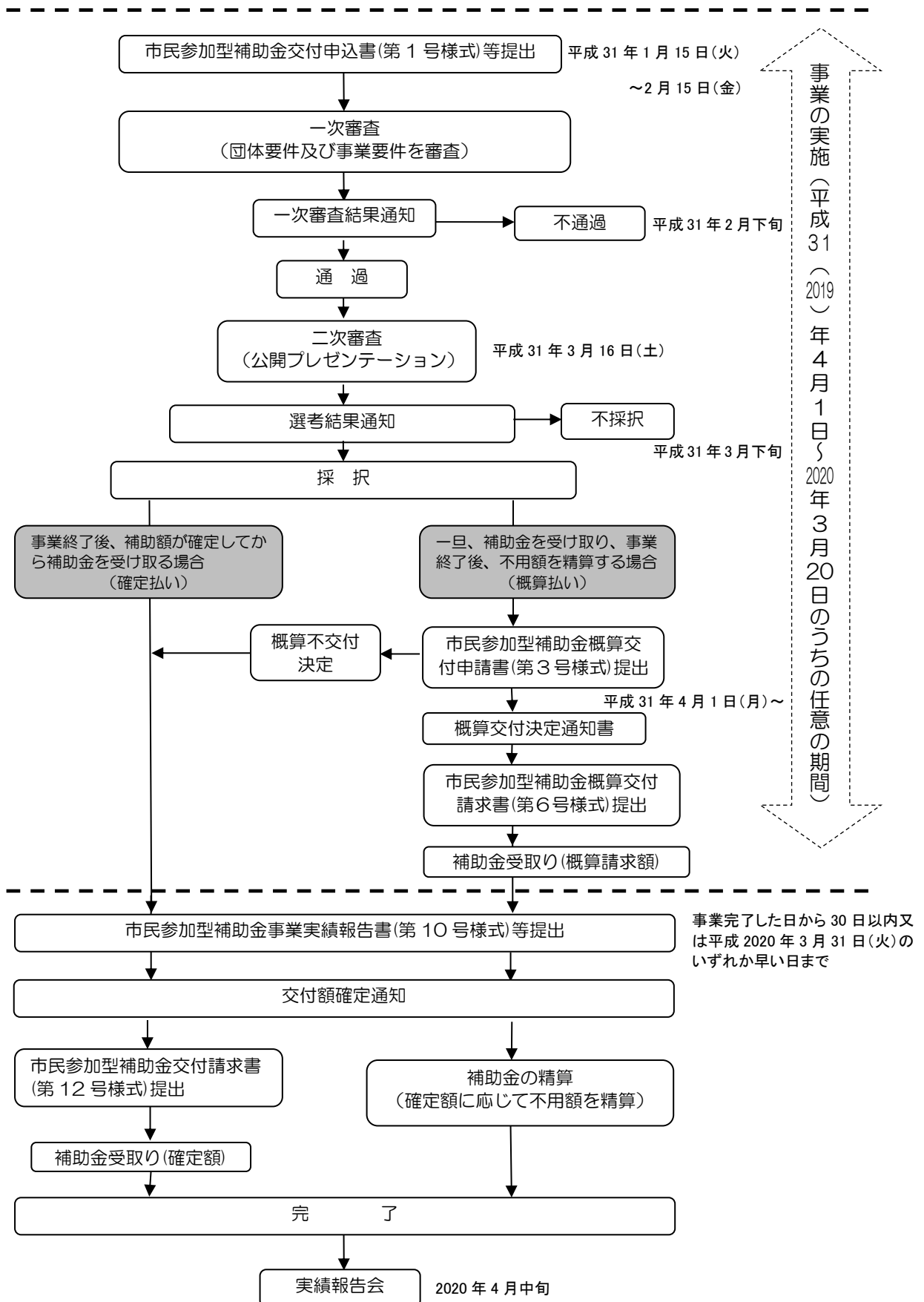
(1,000円未満切り捨て)



事業収支計画書の「市民参加型補助金」欄へ

4. 市民参加型補助金制度全体の流れ

市民参加型補助金申請から実績報告までの流れ



5. 平成 30 年度市民参加型補助金採択事業

【わかもの活力型】

事業名	団体名	事業概要
ツナグバプロジェクト 家具づくり ワークショップ	ツナグバ プロジェクト 学生グループ	子育て家庭が自発的に交流し、新たなコミュニティを作るきっかけの場を作る。学生が地域住民同士のかすがいになることで、地域住民同士の新たなコミュニティの拡大と、住民と学生の交流促進を図る。ものづくりを学んでいる団体メンバーが講師となり、参加者と協力して家具を製作するワークショップを開催する。

【ちいき活力型】

事業名	団体名	事業概要
高齢者を元気にするための笑いと芸能のイベント開催	習志野 芸能クラブ	高齢者が外に出る機会を作り、参加者同士や出演者とのコミュニケーションの場を創出することで、明るく元気な高齢者を増やし、地域を明るくする。元気な高齢者を増やすことで、医療費負担の軽減に貢献する。 笑いと芸能体験・健康講座などのイベントの開催、高齢者施設への「笑いと芸能」の出張出演を行う。
原爆の悲惨さを語り継ぐ	習志野の 小さな風の会	戦争体験者や被爆体験者が高齢となり戦争や原爆の悲惨さを後世に語り継いでいくことが難しくなっており、後世に戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さなど、核兵器廃絶の重要性を継続的に語り継いでいく必要がある。 被爆体験講話等を収録したDVDと被爆者が残した手記を冊子としてまとめ、朗読会や平和学習会を開催する。
ツナグバ 小商いプロジェクト	ツナグバ	一時的に仕事を退職したママたちの「子育ての時間を大切にしながら働きたい」という想いを「小商い」という形で、子育てをしながら理想的な範囲での社会復帰を実現させる。 小商いを始めるため、「仕事の始め方」や「プランの立て方」についてワークショップを開催し、講師と共に継続的に小商いを行えるよう、実践までサポートをする。

事業名	団体名	事業概要
次世代へ健康で安全に暮らせる社会の仕組みづくりを引き継ぐ為に	習志野市消費生活研究会	「環境と食の安全」の繋がりを学び、習志野市で健康に暮らすことのできる仕組みづくりの促進を図る。食生活と健康管理についての講演会を開催することで、参加者が学習し、自分達ができることを考える場を作る。よりわかりやすく「食の安全」についての情報を伝えるため、リーフレットを作成し配布する。
○おむすび△ お結び□	一般社団法人 たからばこ	地域の悩みを解決するきっかけの場や、人々の交流の場を作り、多くの人々が長く繋がって、悩みを相談し合うことができる地域にする。より安心できる地域にするため、地域の様子を気にしてくれる人材を発掘する必要がある。 街を知るための企画や、様々な世代のニーズに合う講座を実施、障がい者の自主映画の上映会などの学習会を開催する。

【かだい提案型】

平成 30 年度事業テーマ:『ならしの孫育てハンドブック』の効果的な PR 活動

事業名	団体名	事業概要
子育て・孫育て 応援講座	NPO法人 ならしの子ども劇場	祖父母が子育てをサポートしていく中で、以前とは社会環境が異なる現代の子育てで大切にすべきこと、互いにどのような視点を持つかということ学び合うことのできる場を提供する。 「幼児～小学生」、「小学校高学年～思春期」のそれぞれの子を持つ親、祖父母向けに講演会を実施し、『ならしの孫育てハンドブック』の内容を紹介する。

6. 市民参加型補助金に関する Q&A

Q1.「ちいき活力型」はなぜ補助率が 90%なのですか。

- A. 団体の自主・自発的に行う事業について経費を一部負担し団体の自立した活動に向けてサポートするため補助率 100%ではなく、90%としています。

Q2. 団体を立ち上げてから 1 年未満ですが、申請できますか。

- A. 申請資格要件を満たす団体であれば、立ち上げ 1 年未満の団体でも申請は可能です。

Q3. 市内に事務所がなければ、申請できませんか。

- A. 市内に事務所がない団体であっても市内で実施される事業であれば申請が可能です。

Q4. 複数の団体で事業を行っている場合、どのように申請しますか。

- A. 複数の団体で事業を行う場合は、新たに団体を設立する必要があります。

Q5. 国、県から補助金を受けている事業は、申請できますか。

- A. 国、県から補助金を受けている場合は、習志野市の補助金への申請が可能か事前に確認をお願いします。また、国、県からの補助金は、入場料などの収入と同様の扱いとなります。

Q6. 同じ団体から複数の事業を申請してもよいのでしょうか。

- A. 同一団体から複数の事業を申請することは可能です。ただし、提出書類は事業別に用意していただく必要があります。

Q7. 団体の運営にあたり市から補助金をもらっていますが、今回申請することはできないのでしょうか。

- A. 市民参加型補助金は事業を対象としているため、実施しようとする事業に対して別途もらっている市からの補助金を使用されていなければ申請することができます。

Q8. 審査結果は公表されるのでしょうか。

- A. 公開プレゼンテーション(二次審査)の結果は習志野市ホームページ及び広報習志野に掲載されます。

Q9. 事業を実施するために、資料代として利用者からもらう代金も収入として計上する必要がありますか。

- A. 事業を実施するにあたり、直接的に得られる収入はすべて事業収入となるため、収入として計上してください。

Q10. 県や他の団体から事業実施にあたり、補助金の申請を行いますが、申請時にはまだ補助金を受けられるか確定していません。事業収支計画書にはどのように記入すれば良いでしょうか。

- A. 市民参加型補助金交付申込書提出時に確定していなければ、含めないでください。その後、補助金を受けられた場合、実績報告の段階で記載し、金額を精算することになります。余剰金が生じた場合は、補助金の一部を返還していただく場合があります。

Q11. 事業で入場料を徴収する予定ですが、補助金の交付対象となりますか。

- A. 入場料などの収入のある事業であっても補助対象事業となります。また、収入としては、入場料、売上金、協賛金などが考えられます。
※補助金交付額は補助対象経費の総額から申請事業で得た、収入や他の補助金を差し引いた金額となります。

Q12. 団体名義の口座がない場合はどうしたら良いでしょうか。個人の口座でも可能ですか。

- A. 個人の口座に補助金を振り込むことも可能です。補助金の交付申請書の他に、委任状が必要となります。詳しくは協働政策課へお問い合わせください。

Q13. 補助金申請額は、採択された場合は満額もらえるのでしょうか。

- A. 審査を経て採択された場合は、上限(満額)まで交付可能となりますが、事業完了後の精算時に最終的な交付額が確定します。

Q14. 事業を実施するにあたり、収入がある前に支払いを行わなければなりません。事業実施前に補助金を交付してもらうことは可能でしょうか。

- A. 補助申請額を概算交付することが可能です。この場合、事業完了後に補助金額を精算することになります。

Q15. 補助金の振込先にゆうちょ銀行(郵便局)の口座は指定できますか。

A. 可能です。

Q16. 必ず交付決定額の上限まで請求しなければなりませんか。

A. 交付決定額は請求できる上限になりますので、交付決定額を下回る金額を請求することも可能です。

Q17. 領収書の宛名はどのようにすればよいですか。

A. 領収書の宛名は、申請書に記載した団体名でもらってください。また、公共交通機関の運賃などを除き、基本的に領収書がない経費は認められませんのでご注意ください。なお、公共交通機関の運賃は明細書の作成が必要となります。

Q18. 事業の途中で内容を変更した場合、どのような手続きが必要となりますか。

A. 補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければなりません。また、必要に応じて市民参加型補助金審査委員会に意見を求め、委員会が審査を行う場合があります。なお、事業の中止・廃止についても同様の手続きが必要となります。

Q19. 決算で収支が黒字となった場合、申請した補助金はどうなりますか。

A. 補助対象経費を事業収入が上回る場合、補助金交付額は0となります。既に概算交付を受けている場合は、全額を返還していただくこととなります。また、申請時に見込んだ事業収入より決算時の事業収入が上回ったり、必要な経費が少なかった場合、実績報告書の提出後に補助金の一部を返還していただく場合があります。

市民活動で
地域を明るく豊かに！

